

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量

(令和四年三月三十一日)

(／経済産業省／環境省／告示第四号)

改正 令和 五年 三月三十一日／経済産業省／環境省／告示第五号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年／内閣府、総務省、法務省、／外務省、財務省、文部科学省、／厚生労働省、農林水産省、経済産業省、／国土交通省、環境省／令第二号)第一条第七号の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を次のように定め、令和四年四月一日から施行する。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量は、次のとおりとする。

非化石証書(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号)第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。)に係る電力の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られる量

附 則

この告示は、令和四年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用する。

改正文・附則 (令和五年三月三十一日／経済産業省／環境省／告示第五号) 抄

- ① 令和五年四月一日から適用する。
- ② この告示による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の規定は、令和五年度以降において報告すべき非化石電源二酸化炭素削減相当量について適用する。